

令和4年1月17日

令和4年第1回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

- 1 令和4年1月17日 午前10時00分 由宇総合支所（2階会議室）玖珂支所（第1会議室）、周東総合支所（会議室3）、美和総合支所（3階会議室）の4会場において総会を招集した。（Web会議）

- 2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1 番 森川 稔己	2 番 上田 恩	3 番 刀裨明 薫
5 番 廣本 照子	7 番 上尾 家隆	8 番 寺 篤志
10 番 清弘 進	11 番 片山 剛	12 番 藤村 浩司
14 番 常藤 隆彦	15 番 石見 共江	16 番 原田 孝親
17 番 水野 ミツ子	18 番 松宮 榮昭	19 番 林 聖文
20 番 藤本 哲	21 番 小川 栄太郎	22 番 梅川 仁樹
23 番 秋本 義春	24 番 松重 公義	

- 3 本日の総会に欠席した委員

4 番 小野原 暢	6 番 桑田 貢	9 番 杉本 孝道
13 番 末光 智美		

- 4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局 長 中西 亮二	次 長 有馬 秀樹
由宇支所 小池 泰弘	周東支所 金子 健太郎
周東支所 沖田 史典	錦 支所 大谷 彰弘
美和支所 石川 育代	

- 5 会長は午前10時00分、委員総数24名の内20名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

- 6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

2 番 上田 恩	3 番 刀裨明 薫
----------	-----------

- 7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 1 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 3 認定電気通信事業者等が行う中継施設の設置に伴う農地転用の届出の受理について
- 4 農地埋立届について
- 5 現況証明

6 議 事 議 長

それでは、ただ今より令和4年第1回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数24名のうち、20名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、2番 上田 恩委員 と3番 刀祢明 薫委員 を指名いたします。
よろしくお願い致します。

それでは、議事にうつりますが、本日の議事進行につきましては、事前にお知らせしていたとおり、審議時間の短縮を図るため、担当委員からの各事案への補足説明は、原則として行わないこととします。なお、特に必要と思われる場合には、補足説明も可能ですので、その際は、挙手をして申し出てください。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

1番と2番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思います
がいかがでしょうか。

異議なし

異議がありませんので、2件について事務局より議案説明してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,034 m²です。申請人は記載のとおり。理由は交換です。権利の種類は所有権の移転です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

(続いて)

2 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、畑。面積は549 m²です。申請人は記載のとおり。理由は交換です。権利の種類は、所有

権の移転です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長

担当委員の方から、補足説明はありませんか。

ただいまのご説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番、2番の2件を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田及び畑。面積は1,178㎡ほか、4筆で、合計3,124㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規農業開始です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長

担当委員から、補足説明はありませんか。

ただいまのご説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、3,056㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規農業開始です。権利の種類は、所有権の移転です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番許可することを決定します。

次に5番を事務局より、議案説明してください。

事務局

5番 由宇地区。

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳：田、現況：畑。

面積は385㎡ほか、2筆で、合計596㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

末光委員は欠席でしょうか。

はい、まだです。

それでは、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番 玖珂地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は1,874㎡ほか、2筆で、合計4,842㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規農業開始です。権利の種類は所有権の移転です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

ただいまのご説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より議案説明してください。

事務局

7番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。

面積は、543㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。
ただいまの説明について、なにかご意見等はございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田、現況、田及び畑。
面積は、2,846 m²ほか3筆で、合計 6,375 m²です。申請人は記載のとおり。
理由は譲受け人の経営規模の拡大です。権利の種類は所有権の移転です。
これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満た
しております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

ありません。

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

9番、周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は
668 m²です。申請人は記載のとおり。理由は譲受け人の増反です。権利の種
類は所有権の移転です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

次に、10番を事務局より、議案説明してください。

事務局

10番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、849 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することを決定します。

続いて、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より説明してください

事務局

1番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑、現況、荒廃。

面積は185 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は貸し駐車場、水槽タンク、進入路です。権利の種類は使用賃借権の設定です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より説明してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、畑。

面積は、645㎡のうち、348㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、駐車場です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。

面積は、1,399㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、資材置き場及び駐車場です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

ただいまの説明について、何かご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番、由宇地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、612 m²ほか、1筆で、合計2,204 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は建売住宅の建設です。権利の種類は所有権の移転です。農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

只今の説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

意義がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に4番を事務局より議案説明してください。

事務局

4番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも、畑。面積は、233 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、建売住宅の建設です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

議長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまのご説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に5番を事務局より議案説明してください。

事務局

5番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は、160 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は道路及び駐車場です。権利の種類は所有権の移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画も添付されております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、6番を事務局より説明してください。

事 務 局

6番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は301 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は自己用住宅の建設です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、7番を事務局より議案説明してください

事 務 局

7番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は1,921 m²。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置き場及び駐車場です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。農地区分は一団の農用地内に位置する第1種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

第 23 番

農振除外、10月に申請済みの許可済みの案件です。他は問題ありません。電設の関係で、ですね、コンクリート電柱などを含む、資材置き場になります。地図で言いますと、一面が島田川の河床と同じ高さの擁壁になっておるところで、以前も陥没等、色々5メートル以上の高さがあるので、陥没等を起こして耕作にはなかなか難しい所と見られます。以上です。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することとして、1種農地となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に、8番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも、田。

面積は907㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電システムの設置です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

第 23 番

あの、家屋の方が、7月に建っているのですが、いわゆるあの、日照の関係で、分筆してから残すと、農地として残すということで、申請されています。それで隣接ですね、この写真の住宅の北側ですね、そこはもうすでに今工事で、太陽光発電の工事がなされていて、その北側はすぐ岩徳線の線路になっております。別に問題ありません。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に9番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

9番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況とも荒廃。面積は3,008㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅、貸し事務所、貸し駐車場、貸し資材置き場です。権利の種類は所有権の移転です。農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

只今の説明について何かご意見等ございませんか。

異議がありませんので、9番を許可することとして、3,000㎡を超えておりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に、10番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

10番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも、畑。

面積は33㎡ほか1筆で、合計66㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は駐車場です。権利の種類は所有権の移転です。農地区分は一団の農用地内に位置する、第1種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することとして、第1種農地となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に 11番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

11番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。

面積は234 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、自己用住宅の建設です。権利の種類は所有権の移転です。農地区分は一団の農用地内に位置する第1種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

(ありません)

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、11番を許可することとして、第1種農地となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に12番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

12番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は184 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、自己用住宅の建設です。権利の種類は所有権の移転です。農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

ありません。

只今の説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、12番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号、農地法第5条の規定による許可の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑、現況、休耕地。

面積は、715 m²ほか2筆で合計 920 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成、物置き場、駐輪場です。農地区分は市街化区域です。ほか8件、合計9件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事務局

1番本郷地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は962 m²ほか、1筆で、合計 2,406 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

ほか3件、合計4件の通知がありました。

議長

報告第3号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 錦地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田、現況、畑。面積は366 m²のうち 2.25 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は携帯電話基地局の設置です。農地区分は第1種農地です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第4号 農地埋立届について、事務局より報告してください。

事務局

1番 由宇地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は、1,859 m²ほか、1筆で、合計 3,508 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、畑地造形です。

ほか1件、合計2件の届出がありました。

議長

報告第5号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

委員の皆様から報告事項、伝達事項ありませんか。

無いようですので、次回の定例総会につきまして、説明させていただきます。次回は、2月10日（木）午前10時00分から、岩国市民文化会館、第1研修室を予定しています。しかしながら、新型コロナウイルスの今後の感染状況によりましては、開催方法や、会場など変わる可能性がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

ここで事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局の中西です。先ほど会長がおっしゃいました通り、次回の定例総会は、予定では、2月10日に、文化会館の方でというにしておりますが、この様なコロナ感染状況ですので、おそらく今回のこの様なZOOMの会議、Webの会議と言いますか、そういうことをしないといけないかな、という風に考えております。今のところ予定しておりますのは、2月9日、一日前になりますが、2月9日の水曜日に、時間と場所は今日と同じ、それぞれ4か所に分かれて、この会議システムを使った会議、ということになる可能性が非常に高いということを、ご理解頂いておいたらと思います。2月10日ではなく、この様になった場合は、2月9日ということになります。これについては、また、次回の総会のご案内の時に、きちんと書いてご案内したいと考えていますが、今回の様に、やはり途中で変わるということもありますので、そういう場合は、電話連絡等をさせていただきます。とりあえず、2月9日の可能性が高いというふうにご理解頂いておいたらと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議長

それでは、以上を持ちまして、本日の総会のほうは終了したいと思います。今、局長も言いました様に、大変、新型ウイルス、コロナの感染が拡大しております。皆様も十分お身体には気を付けてお過ごし頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。

では、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

次回総会について

令和4年2月10日 木曜日 午前10時から岩国市民文化会館 1階 第1研修室。

午前10時37分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 上田 忍

署名委員 刀祢明彦